# 5. 当事行所が提供するサービスと利用料金

当事行所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。 当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

# (1) 介護保険の給付となるサービス

以下のサービスにおいては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。 <サービスの概要>

# ①食事(但し、食材料費は別途で350円いただきます。)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況および 嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間)

 $11:30\sim12:30$ 

### **②入浴**

入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

### ③排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

## ④機能訓練

・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の 回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑤送迎

・ ご契約者の送迎と送迎の介助を行います。南部町 三戸町

## <サービス利用料金(1回あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

| 1. ご契約者の     | 支援1        | 支援2    | 要介護1   | 要介護 2  | 要介護3   | 要介護4    | 要介護 5   |
|--------------|------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 要介護度とサー      | 1月1647     | 1月3377 | 735    | 868    | 1006   | 1144    | 1281    |
| ビス利用料金       |            |        |        |        |        |         |         |
|              |            |        |        |        |        |         |         |
| 2. サービス利     | 1月につき      | 1月につき  | 1回につき  | 1回につき  | 1回につき  | 1回につき   | 1回につき   |
| 用に係る自己       |            |        |        |        |        |         |         |
| 負担額 (1-2)    | 1997 円     | 3727 円 | 1135 円 | 1268 円 | 1406 円 | 1.544 円 | 1.681 円 |
| 通常規模型        |            |        |        |        |        |         |         |
| 事業所          | 1月1647     | 1月3377 |        |        |        |         |         |
| 基本           | 4回350      | 350    | 7 3 5  | 868    | 1006   | 1144    | 1281    |
| 入浴加算         | 5回目以降      |        | 5 0    | 5 0    | 5 0    | 5 0     | 5 0     |
| 食材料費         | <u>850</u> |        | 350    | 350    | 350    | 350     | 350     |
| 介護職員処遇改      |            |        |        |        |        |         |         |
| 善加算 (1) 5.9% |            |        |        |        |        |         |         |

- \*支援1の場合1月9回まで利用可能とする。利用回数により食材料費が回数分追加される
- \*支援2の場合1月9回まで利用可能とする。利用回数により食材料費が回数分追加される
- \*アクティビティ加算は実施したときのみ加算される
- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額

が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も 償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事 項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

# <サービスの概要と利用料金>

レクリェーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリェーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金:材料代等の実費をいただきます。

## 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1枚につき 20円

## 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オムツは持参してもらいますが、もしも、忘れた場合オムツ代等にかかる実費をいただきます。 パンツタイプ(120円) 尿とりパット(32円)

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することが あります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う2ヶ月前までにご説 明します。

# (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末〆の翌月に下記の方法でお支払い下さい。

- ①窓口にて現金支払い
- ②ご利用のお客様又は、御家族様の指定する預金口座からの自動引落 (毎月 26 日※引落日が土日祝日の場合はその翌日)

# (4) 利用の中止、変更、追加

- ○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービス及び指定介護予防通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業者に申し出てください。個々のケアマネージャーに連絡し利用予定日の変更、追加をします。
- ○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として(食材料費) 350円をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

# 6. 守秘義務について

- ○当事業所及びサービス従事者又は従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者及び ご家族の個人情報を第三者に漏洩しません。但し、次のような事項については同意して頂きます。
- ○ご契約者の緊急な医療上に必要性があるときは、医療機関等にご契約者及びご家族の個人情報を提供致します。
- ○サービス担当者会議・学習会等において、ご契約者及びご家族の個人情報を用いる場合があります。
- 7. 提供拒否の禁止 正当の理由なくサービスの提供を拒んだりしません。

### 8. 苦情の受付に対して

(1) 事業所における苦情の受け付け

当事行所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付します。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 苦情処理相談員 櫛引小百合

○受付時間 毎週月曜日~金曜日

 $9:00\sim18:00$ 

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員 (八戸地域福祉オンブズマンネットワーク)

[特定非営利活動法人(NPO法人)]

八ネット福祉オンブズマン

氏 名 理事長 金田一 耕作

住 所 八戸市南白山台三丁目14-3

電話番号 0178-70-1585